

庁内会議の検討経過について

第1回 令和3年11月11日（木）午後3時30分～午後5時

議題	結論
(1) 施設改修について (2) 令和5年度以降の施設運営方針について	(1) 現在の指定管理者の契約終了後の大規模改修において、当初は令和7年度までに必要とされる改修費用を見込んでいたが、次回指定管理者の期間が終了する令和10年度までの経費を改めて見込んだことにより、実施設計の経費として380万円で見込んでいた金額が、650万円程度に増額する。 (2) 現指定管理者に引き続き指定管理を行う意思があるか確認する。 また、温泉施設について識見がある者の意見も踏まえ、今後の在り方について、引き続き検討する

第2回 令和3年12月22日（水）午後3時30分～午後5時

議題	結論
(1) 次期運営に向けた調査等について (2) 今後の暫定的なスケジュール	(1) 温浴施設経営事業者調査及び専門家調査を実施することとする。 (2) 令和4年1月から2月の期間に温泉コンサルティング等からの意見聴取を実施する。令和4年9月から11月頃に指定管理者の選定を行い、令和5年4月から閉館、令和6年4月以降から新指定管理者での運営開始を目指して進めていくこととする。 なお、経営改善に向けて、料金の減額等の方策を検討するものとする。

第3回 令和4年3月31日（木）午後1時30分～午後3時

議題	結論
(1) 次期運営の指定管理について (2) 今後の暫定的なスケジュール	(1) 温浴施設の在り方（プール廃止でサウナ設置など）について、指定管理料の有無も含め、継続審議とする。 (2) 前回の結論を変更し、令和4年11月から令和5年1月頃に指定管理者の選定（募集からプロポーザル）を行い、令和5年4月から閉館、令和6年4月以降から新指定管理者での運営開始を目指して進めていくこととする。

第4回 令和4年8月16日（火）午後3時～午後4時30分

議題	結論
<p>(1) 次期運営の指定管理について (2) 今後の暫定的なスケジュール</p>	<p>(1) 事業者ヒアリングの結果、すべての事業者が指定管理料は必要と回答した。指定管理者の応募の有無は実際に行わなければ分からないとし、議題については継続審議とする。</p> <p>(2) 前回の結論を変更し、令和4年9月から11月頃に指定管理者の選定（募集からプロポーザル）を行い、令和5年4月から閉館（9か月維持管理・12月以降の改修工事）、令和6年7月以降から新指定管理者での運営開始を目指して進めていくこととする。</p>

第5回 令和4年8月25日（木）午前9時30分～午前11時30分

議題	結論
<p>令和5年度以降の市立温泉施設の運営等について</p>	<p>公募条件について、以下の通りとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の改修の実施を前提として指定管理料は払わない。 ・指定管理期間は令和6年7月から5年間とする。 ・応募が無かった場合、令和5年4月以降は一時休館とし、外部有識者で構成する委員会で検討を行うこととする。

第6回 令和4年10月27日（木）午後4時～午後5時30分

議題	結論
<p>市立温泉施設の一時閉館に係る対応について</p>	<p>以前実施した「同種施設管理会社の意向調査」において回答のあった事業者に対し、どのような条件（指定管理料等）であれば受託することが可能か聴き取りを行う。</p> <p>条件次第で受託可能であれば、検討委員会に係る補正予算計上は行わないものとする。</p> <p>また、市報掲載時期については、改めて調整する。</p>

第7回 令和4年11月18日（金）午前10時～午前11時30分

議題	結論
<p>(1) 一時閉館に係る市民向け周知文案について</p> <p>(2) 委託業務の内容について</p> <p>(3) 外部委員会の委員構成について</p> <p>(4) 温泉施設の検討に関するスケジュールについて</p>	<p>(1) 市報令和5年1月15日号に掲載することとし、内容については市民に分かりやすい文章に修正する。</p> <p>(2) 委託業務の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 基礎データの分析（現状把握、市場環境の把握分析、改修の効果費用、方向性検討の条件整理） ② 会議運営支援 ③ 検討結果報告作成支援 ④ 検討結果を踏まえた方針の作成支援 ⑤ 報告書の印刷（100部） <p>(3) 外部委員会の委員構成について</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 大学教授1人 ② 経営コンサルタント1人 ③ 商工関係者1人 ④ 観光まちづくり協会関係者1人 ⑤ 金融機関関係者1人 ⑥ 農業団体関係者1人 <p>(4) 外部検討委員会における検討は令和5年度上半期に、市の方針策定は令和5年度末までに終了するものとし、状況によっては終了時期を可能な限り早めることとする。</p> <p>なお、検討委員会は外部のみとし、庁内は設置しない。</p> <p>しかし、外部の検討委員会で検討するにあたり、市役所職員へ向けたアンケート調査や庁内検討結果を参考にさせていただくとともに、検討委員会の審議経過は庁内の関係者に途中1～2回報告する。</p>